

藤沢市立看護専門学校条例の一部改正について
藤沢市立看護専門学校条例の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）12月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市立看護専門学校条例の一部を改正する条例

藤沢市立看護専門学校条例（昭和44年藤沢市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「授業料」を「入学金及び授業料」に改め、同条中「認めるときは、」の次に「入学金及び」を、「又は」の次に「その」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前2条の規定にかかわらず、前項の規定により入学金又は授業料の減免の申請をした者に係る当該入学金又は減免を申請したときから当該申請に係る決定があるまでの間の月に係る授業料の納付期限については、その減免に係る決定があった日の属する月の翌月末日までとする。大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定により入学金又は授業料の減免の申請をした者に係る入学金又は減免を申請したときから当該申請に係る決定があるまでの間の月に係る授業料の納付期限についても、同様とする。

第8条ただし書中「ただし、」の次に「大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項若しくは前条の規定による減免を行うとき又は」を加える。

附 則

この条例は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の施行の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、大学等における修学の支援に関する法律が制定され、入学金及び授業料を対象とする減免の制度が設けられたことに伴い、本市の減免の制度を見直し、新たに入学金を減免の対象とするとともに、入学金及び授業料の還付及び納付期限の規定を整理する必要による。